公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年9月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

第12条 電子文書に電子公印(電子公印システム(電子計算機

公印規程の一部を改正する訓令

公印規程の一部を改正する訓令	
公印規程(昭和30年岩手県訓令第33号)の一部を次のように改	
改正前	改正後
(公印及び管守機関)	(公印及び管守機関)
第2条 [略]	第2条 [略]
2 公印の印刻文字は、左横彫りとする。ただし、総務室長が	
特に必要と認めるものについては、この限りでない。	
(公印取扱者)	(公印取扱者)
第4条 [略]	第4条 [略]
2 公印取扱者は、管守機関の指揮監督を受け、公印の保管及	2 公印取扱者は、管守機関の指揮監督を受け、公印の保管及
び使用に関する事務を処理するものとする。	び使用並びに第12条第1項に規定する電子公印の付与に関す
	る事務を処理するものとする。
(公印の使用)	(公印の使用)
第6条 公印(出納員の公印を除く。)を使用しようとすると	第6条 行政文書(電子文書(行政文書管理規程(令和4年岩
きは、押印しようとする行政文書(以下「行政文書」という	手県訓令第14号)第2条第8号に規定する電子文書をいう。
<u>。)</u> 及び決裁を完了した回議案(以下「原議」という。)を	第12条第1項及び第2項において同じ。)を除く。)に公印
<u>提示し</u> 、公印取扱者に公印の使用を請求しなければならない	 (出納員の公印を除く。)を押印しようとするときは、 <u>当該</u>
•	
	│ │)を示し、公印取扱者に公印の使用を請求しなければならな
	v.
	2 前項の規定による請求は、電子決裁・文書管理システム(
	行政文書管理規程第2条第11号に規定する電子決裁・文書管
	理システムをいう。)により行わなければならない。ただし
	、同訓令第21条又は第22条の規定に基づき起案した場合は、
	この限りでない。
2 公印取扱者は、 <u>前項の</u> 請求があったときは、行政文書と原	
議とを照合し、押印を適当と認めるものについて公印の使用	行政文書と原議とを照合し、押印を適当と認めるものについ
を承認するものとする。	て公印の使用を承認するものとする。
(印影の印刷)	(印影の印刷)
第7条 公印の印影を印刷しようとするときは、管守機関の承	第7条 公印の印影 (第12条第1項に規定する電子公印を除く
認を受けなければならない。	。) を印刷しようとするときは、管守機関の承認を受けなけ
	ればならない。
(公印台帳)	(公印台帳)
第11条 [略]	第11条 [略]
	i e e e e e e e e e e e e e e e e e e e

を使用して公印の印影の管理及び付与を行うためのシステムであって、法務・情報公開課長が管理するものをいう。第3項において同じ。)に登録した公印の印影をいう。以下同じ。)の付与を受けようとするときは、当該電子文書及び原議を示し、公印取扱者に電子公印の付与を請求しなければならない。この場合においては、第6条第2項の規定を準用する

- 2 公印取扱者は、前項の規定による請求があったときは、電子文書と原議とを照合し、電子公印の付与を適当と認めると きは、当該電子文書に電子公印を付与するものとする。
- 3 管守機関は、新たに公印の印影を電子公印システムに登録 し、電子公印として使用しようとするときは、法務・情報公 開課長の承認を受けなければならない。電子公印に係る公印 を改刻したときも、同様とする。
- 4 管守機関は、前項の規定により承認を受けた電子公印の使用をやめたときは、その旨を法務・情報公開課長に通知しなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この訓令は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 行政文書管理規程(令和4年岩手県訓令第14号)附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされる同訓令附則第2 項の規定による廃止前の行政文書管理規程(平成11年岩手県訓令第5号)第34条及び附則第4項の規定による公印の使用については、この訓令による改正後の公印規程第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。